

2024年度 第二回技術委員会 (合同委員会)

2024年7月30日 (水)

Web開催



主な内容

1. 2024年度技術委員会メンバー
2. 申請状況について
3. WG活動報告
4. その他

技術委員会メンバー

登録会社62社104+α名

株式会社オクト
光明理化学工業株式会社
株式会社JCVケンウッド
新コスモス電機株式会社
株式会社タニタ
中央自動車工業株式会社
東海電子株式会社
株式会社東洋マーク製作所
ドレーゲルジャパン株式会社
NISSHAエフアイエス株式会社
根本特殊化学 株式会社
株式会社パーマンコーポレーション
株式会社パイ・アール
フィガロ技研株式会社
前野技研工業株式会社
株式会社ヤナコ計測
アイグッツ株式会社
あすまる株式会社
エスケイジャパン株式会社
MIクリエイションズ株式会社

NCY株式会社(議事録担当)
株式会社エフェクト(次回:議事録担当)
株式会社オウルテック
株式会社オクト
株式会社オムニ
株式会社キングジム
株式会社グロックス
株式会社コムテック
株式会社コンテック
SANKEIプランニング株式会社
鈴与シンワート株式会社
SEIKOIST株式会社
センスエアエービー
(旭化成エレクトロニクス株式会社)
大自工業株式会社
株式会社天時情報システム
株式会社東京企画
株式会社東計電算
株式会社ドウシシャ
トライポッドワークス株式会社
株式会社ドリテック

日本鋭明技術株式会社
株式会社藤田電機製作所
株式会社ユアーショップ
株式会社ユビテック
株式会社ライノプロダクツ
株式会社レッツ・コーポレーション
新東工業株式会社
株式会社SREE
小林薬品株式会社
有限会社ドリームチーム
株式会社イズムシステムインテグレータ
TML株式会社
NHPソリューション株式会社
株式会社セイワ
株式会社ミツバサンコーワ
株式会社SGST
株式会社ファーストシステム
株式会社カスタム
アイリスオーヤマ株式会社
株式会社高昇
エレコム株式会社
Dahua Technology Japan合同会社

(2024/4/24 現在)

2024年度の取り組みについて

- 外部検定の運用対応
- JB20規格運用に向けた対応
- アルコールガスのトレーサビリティ調査
(ドライーウェットガスの相関関係等)
- 申請のワークフロー化対応

2024年度～2026年度の活動計画

項目	活動内容	2023年度				2024年度				2025年度				2026年度			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
①外部検定	JB0000X検定運用																
	JB1000X維持審査																
	JB1000X更新審査																
②規格WG活動	JB20001規格策定																
	CERIとの運用協議																
	CERIの設備整備																
	プレテスト																
	JB20001検定運用	×	×	×	×	×											
③ガスWG活動	Dry-WetGas関連評価/評価機関調査等					×											
	Wet試料液検討評価(ReCCS)			×	×	×											
④義歯安定剤WG活動	義歯安定剤連絡会対応	×		×	×	×											
⑤業務委員会とコラボ	申請ワークフロー化					×											
	調査内容の技術要件リンク					×											
⑥その他技術的対応	J-BACのHP等からの技術的相談対応																

■ 作業完了 ■ 作業予定
⊗ 作業追加 ⊗ 未実施

2024年度活動スケジュール

2024年度技術委員会開催日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技術委員会	●4/24 第十回定期総会 (Web開催) 第一回			●7/30 (Web開催) 第二回			●10月 第三回				●2月 第四回	

●規格WG

5/17 第一回

7/22 第二回

●ガスWG

2023年～2024年度外部検定運用

2022年7月1日より新方式での検定運用開始

変更内容: 検定審査会での書類審査を外部機関(CERI様)へ移行

2024年1月以降の申請状況 **4月以降の申請状況**

1月～3月: 新規 2
維持 5

4月: 新規 4 維持 1 更新 0

5月: 新規 0 維持 4 更新 9

③～⑤班

6月: 新規 1 維持 4 更新 7

特班: 同一 0 OEM 1

7月: 新規 0 維持 0 更新 0

⑥～⑧班 特別審査班

(仕様変更届対応)

今後とも検定審査会(班)の対応宜しくお願いいたします。

検定審査会グループ

登録会社47社

12グループを予定 申請会社以外に割り振る

①新コスモス電機株式会社(リーダー)

①アイグッツ株式会社

①株式会社アサヒ企画

①あすまる株式会社

②ドレーゲルジャパン株式会社(リーダー)

②MIクリエーションズ株式会社

②エスケイジャパン株式会社

②NCY株式会社

③株式会社パイ・アール(リーダー)

③株式会社エフェクト

③株式会社オウルテック

③株式会社オムニ

④株式会社タニタ(リーダー)

④株式会社キングジム

④株式会社グロックス

④株式会社コムテック

⑤フィガロ技研株式会社(リーダー)

⑤株式会社コンテック

⑤SANKEIプランニング株式会社

⑤株式会社サンクラウド

⑥中央自動車工業株式会(リーダー)

⑥鈴与シンワート株式会社

⑥SEIKOIST株式会社

⑥センスエアエービー

(旭化成エレクトロニクス株式会社)

検定審査会グループ

登録会社44社

12グループを予定 申請会社以外に割り振る

⑦前野技研工業株式会社(リーダー)

⑦大自工業株式会社

⑦株式会社天時情報システム

⑦株式会社東京企画

⑧株式会社パーマンコーポレーション(リーダー)

⑧株式会社東計電算

⑧株式会社ドウシシャ

⑨東海電子株式会社(リーダー)

⑨トライポッドワークス株式会社

⑨株式会社ドリテック

⑩株式会社東洋マーク製作所(リーダー)

⑩日本鋭明技術株式会社

⑩株式会社藤田電機製作所

⑪株式会社JVCケンウッド(リーダー)

⑪株式会社ユアーショップ

⑪株式会社ユビテック

⑫株式会社オクト(リーダー)

⑫株式会社ライノプロダクツ

⑫株式会社レッツ・コーポレーション

OEM申請、同一機種申請、仕様変更届対応
特別検定審査班

○光明理化学工業株式会社

○NISSHAエフアイエス株式会社

○根本特殊化学 株式会社

○株式会社ヤナコ計測

申請方法の確認・変更について

審査時の注意事項

- ・JB00003-2024 JB10003-2024版運用開始

2024年2月1日付にて検定制度の改版によりJ00003-2024およびJB10003-2024の運用が開始されました。

既に改版にて申請いただいておりますが、申請時にはホームページの会員専用ページより様式をダウンロードいただき提出願います。

特に維持審査の時に前回の様式を使用して申請される会員企業様がおりますので、ご注意願います。

申請方法の確認・変更について

維持審査で前回とは全く同じ対応とはならないことの認識願

特に今回も改版作業を実施しておりますが、申請内容に齟齬が出ないように、また、認定機器をよりよくし、エンドユーザー様が誤解なく安心してご使用していただけるように改定を行っております。

審査を行う外部機関(CERI)様でもより厳格・明確に審査を実施いただいておりますため、前回の審査時と全く同じになることは御座いません。

以上をご認識、ご理解いただき申請の対応をお願いいたします。

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項（重点変更点）

様式2. 本編 第2. 2章 呼気アルコール検知器より

No.3) 購入後の使用回数と期間について説明しているか。

保証期間後の対処方法について説明されていること。

⇒ 幹事会の報告、対応にもありますが現在、不具合をはじめアフターフォローなどを含み、エンドユーザー様が混乱なく、安心して認定製品を使用していただくことが必要となっております。

外部機関様では申請の合否判定に関わる立場として、上記を重要と捉え、より厳しく確認をされております。

例) センサの有効期間の起点が統一されていない(購入後、使用開始後、製造日など)

連絡先が明確でない、どうなったら連絡すべきか明確でないなど
「買い替えをおすすめする」といった弱い表現など

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項（重点変更点）

様式2. 本編 第2. 2章 呼気アルコール検知器より

No.4) 使用環境、保管環境（屋内、屋外、寒い、暑い、温湿度等）の制限事項を説明しているか。温度範囲、湿度範囲（数値）が説明されていること。

⇒ （数値）の記載が必要になっております。

特に湿度範囲の数値が入っていないケースが多くなっております。

注：結露無き事などだけではNG

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項（重点変更点）

様式2. 本編 第2. 2章 呼気アルコール検知器より

No.5) 購入後の修理、メンテナンス、校正について説明しているか。

⇒ 幹事会の報告、対応にもありますが現在、不具合をはじめアフターフォローなどを含み、エンドユーザー様が混乱なく、安心して認定製品を使用していただくことが必要となっております。

外部機関様では申請の合否判定に関わる立場として、上記を重要と捉え、より厳しく確認をされております。

例) センサの有効期間の起点が統一されていない(購入後、使用開始後、製造日など)

連絡先が明確でない、どうなったら連絡すべきか明確でないなど

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項（重点変更点）

様式2. 本編 第2. 2章 呼気アルコール検知器より

No.7) 呼気の吹きかけ方法および吹きかけの距離、時間などについて説明しているか。

⇒ 距離、時間の表記が不明確

少し、やや、適度になど定量的に示せていない

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項（重点変更点）

様式2. 本編 第2. 2章 呼気アルコール検知器より

No.8)呼気の測定道具（ストロー、マウスピース等）について説明しているか。

⇒ 測定道具の使用方法が明確でない

測定道具が複数あり、どれを使えば精度良く測れるか明確でない
市販のストローなども使用可となっているがその場合の使い方が明確でない

使用するストローなどのサイズが不明確（長さ、直径、素材など）
（直径においては内径、外形など含む）

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項(重点変更点)

様式2. 本編 第2. 2章 呼気アルコール検知器より

No.10)測定範囲(0.000の定義、マスクング範囲)について説明しているか。

⇒ 測定範囲において、0.15mg/L未満は問題なしのような表記

例)0.15mg/L未満を合格(グリーン、OKなど含み)表記

0.15mg/L未満であれば運転が可のような表記

あくまでの運行管理として、アルコールが検知されたらNGであり、0.15mg/Lを超えなければ問題はないという誤解を与える可能性のある表記はNGです。

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項（重点変更点）

様式2. 本編 第2. 2章 呼気アルコール検知器より

No.11) 残気ガスについて適切な表現がされているか。（インターバル・復帰時間等）

⇒ インターバル・復帰時間等の表記が不明確
少し、一定時間、適宜になど定量的に示せていない

申請時の注意事項について

維持監査、更新監査の注意事項（重点変更点）

様式3. 測定方法、測定間隔

- ⇒ 取扱説明書との不一致性を指摘
特に様式2. 7)、8)、11)の項目にて取扱説明書の記載内容と違った方法で様式3. に記載されている場合は指摘対象となります。

申請時の注意事項について

現地監査時の注意事項 【品質保証体制について】

- ・ガス検査手順文書やガス検査結果記録が部分的にしか文書の準備がされていない
 - NG例 1)委託先工場で全数ガス検査→2)抜き取り品を自社でガス検査合格後に出荷許可
 - 1)での文書等は準備されているが、2)でのガス検査や検査結果の書類が準備されていない

申請時の注意事項について

現地監査時の注意事項

【品質保証体制について】

- ・ガス検査の文書の確認でシミュレータの使い方の文書しか準備がない
NG例 シミュレータの使い方の文書はあるが、そこからの発生ガスを使ってどのように検知器の検査をするかという文書の準備がない
- ・検知器の校正とガス検査を混同している

申請時の注意事項について

現地監査時の注意事項

【品質保証体制について】

- ・2.3.5 不適合製品の管理について(除去措置、特認措置、回収措置)
 - 規格文書にも記載がある通り、この項目では「文書化された手順」が必要になるが以下のような例が多い
 - NG例 特認措置: 特認を実施していないから規定を定めた文書が存在しない(特認を実施しないことが分かる文書がない)
 - NG例 回収措置: 市場に出回った製品について不具合が生じたものは個別に対応しているため規定を定めた文書は存在しない

申請時の注意事項について

外部機関様からの指摘事項の対応時の注意事項

外部機関様より申請に対しての指摘の連絡は以下のように届きます。

事前書類審査の結果についてご報告いたします。

下記の内容について〇月〇日17時までにご対応をお願い致します。

適切に対応がなされない場合には事前書類審査は不適合となります。

J-BACからの指示により当機構からは指摘事項の内容についてのご質問には回答ができません。

そのため指摘事項に対しての不明点や問い合わせが必要であればccにもありますJ-BAC技術委員長三浦様へお問い合わせいただくようお願いいたします。

【指摘事項】

.....

申請時の注意事項について

外部機関様からの指摘事項の対応時の注意事項

この内容への対応事項

- ・初回監査の場合

指定日までに指摘された内容の修正内容を外部機関様へ連絡
その際、修正された取扱説明書をいつまでに改版できるか連絡
対応(改版)後、審査を継続(次審査へ進む)

- ・維持審査の場合

指定日までに指摘された内容の修正内容を外部機関様へ連絡
その際、修正された取扱説明書をいつまでに改版できるか連絡
対応(改版)の猶予はおおむね次回維持監査(4年目の場合は更新監査)
尚、改版時は仕様変更届にて変更申請を実施すること

申請時の注意事項について

外部機関様からの指摘事項の対応時の注意事項

この内容への対応事項

- ・更新監査の場合

指定日までに指摘された内容の修正内容を外部機関様へ連絡
その際、修正された取扱説明書をいつまでに改版できるか連絡
対応(改版)後、審査を継続(次審査へ進む)

ただし、対応(改版)までに時間がかかる場合は修正される事項の版下
もしくはそれに相当する書類を提出する。

対応(改版)の猶予はおおむね次回維持監査

尚、改版時は仕様変更届にて変更申請を実施すること

規格WGについて

○ JB10整備、英文化およびJB20, JIS等対応

参加表明メンバー

旭化成エレクトロニクス: 吉田様、清山様

光明: 畑様(リーダー)

タニタ: 金成様

東海電子: 杉本様、高木様、植松様

NISSHAエフアイエス: 常深様、柳谷様

根本特殊化学: 三浦

フィガロ技研: 河口様

ヤナコ計測: 上西様

規格WGについて

2024年度第一回技術委員会にて

- JB20001
 - ・ 2024年4月前には運用開始へ
 - CERI様での確認に要する時間が3月末まで必要となり、3月26日に回答と意見書が来たため4月より延期
 - ・CERI様の10項目意見書対応
 - 及び規格文書、報告書修正
 - ・CERI様からの最終見積入手
 - ・・・規格WG残務 → 遅くとも2024年7月には開始へ
 - 終了後解散へ

以下は、別WG等にて対応

- JB10001
 - ・ NDIR仕様に対する規格対応、都度の規格修正検討等
- JIS・ISO化
 - ・ 他機関の調査検討

規格WGについて

- ・4月12日 3/26にCERI様より、規格文書及び報告書に関する意見書10項目の回答及び修正案をCERI様に送付。
 - ・4月16日 10項目の意見書より、更に5項目についてコメントあり
→ 但し、細かな修正 → 修正後、再度CERI様に送付
 - ・4月26日 正式見積書が送付された。→ 6パターン
6.8.1項:2パターン
(CERI様or申請企業様より外部機関に出す)
6.8.2項:3パターン
(CERI様or申請企業様より外部機関に出すor既に実施済)
最低金額:¥2,436,500-, 最高金額:¥2,486,000-
+ 外部機関でのEMC試験費用
- 最終見積入手のため、今後の日程等を検討 → 規格WG開催へ

規格WGについて

・5月17日 第一回規格WG開催

CERI様への確認項目4項発生 → CERI様に確認対応

1. JB20としての総額を伝える必要がある。
→ CERI様からの見積書に加えて、6.8.1, 6.8.2の部分の見積依頼。
2. イミュニティー試験を行う上で、現状の機械に対して、連続でON状態を保つ必要がある。
→ 仕様が標準でない機器は、試験用に特別対応を行うことをOKとしたため、規格文書内容(6.1項:機器の抜取数等)が変わる点は、規格に反映が必要か。
3. 規格の支払いについて、JB10で未払いの案件あり。
→ 前払い制の導入についてどうか。

規格WGについて

・5月17日 第一回規格WG開催(続き)

4. 上記3の運用の場合、支払い形態を3段階に。

- ① 試験形態1: 精度試験全数合格まで
- ② 試験形態2: 電気試験以外の試験まで
- ③ 試験形態3: 電気試験部分

→ 試験形態1で不合格品が発生した際、一旦報告書を作成頂くことは可能か。

(申請者は、合格した機器について、再度全てやり直すのか、合格した機器に対して、次に行う試験を指示するという段階を設けたい考え)

→ 全数合格した場合は、報告書の発行はなし。

(そのまま試験形態2, 3に進める)

スケジュール: 5月末までに規格の清書版の作成と規格WG内の承認。

6月規格をHPに掲載。約半月程、各企業様からの

パブリックコメント募集 → 問題がなければ、7月キックオフ

規格WGについて

- ・5月18日～CERI様及び規格WG内にて議論
 1. JB20としての総額を伝える必要がある。
 - CERI様からの見積書に加えて、6.8.1, 6.8.2の部分の見積依頼。
 - CERI様で見積対応をする
 3. 規格の支払いについて、JB10で未払いの案件あり。
 - 前払い制の導入についてどうか。→ CERI様も前払いを要求
 4. 上記3の運用の場合、支払い形態を3段階に。
 - ① 試験形態1: 精度試験全数合格まで
 - ② 試験形態2: 電気試験以外の試験まで
 - ③ 試験形態3: 電気試験部分
 - 試験形態1で不合格品が発生した際、一旦報告書を作成頂くことは可能か。
 - ①はそのまま、②と③は選択式とし、2段階で。

規格WGについて

- ・5月18日～CERI様及び規格WG内にて議論
 - 2. イミューニティー試験を行う上で、現状の機械に対して、連続でON状態を保つ必要がある。
 - 仕様が標準でない機器は、試験用に特別対応を行うことをOKとしたため、規格文書内容(6.1項)が変わる点は、規格に反映が必要か。
 - 6.1に「基本7台以上」(特別仕様は別途になるから実質1台は別枠で持ち帰る?)や「それ以外の試験項目は、各1台で実施する。1台において、複数の試験を実施する。」の表現上許容(影響がない)であれば規格本文に反映しなくてよい。
 - 5台は通常機器(通常モード)。2台は連続ON状態での試験なので、オートオフモードをなくす仕様(試験モード)。そのため、ピックアップ時は、5台を選定。2台は手渡し?というイメージになる。

規格WGについて

・5月18日～CERI様及び規格WG内にて議論(続き)

→ 6号機は6.7.3.1低温、7号機は6.7.3.2高温を兼ねているので
6.7.3.1, 6.7.3.2試験実施のランダム性の観点から7台抜取、
別途6.8.1, 6.8.2用に別途2台を渡すほうがよい。
(6.7.3.1低温、6.7.3.2高温を申請事業者が指定した機器で試験実施となる。)

【JB20001 技術規格適合性試験 試験作業量と期間の見立て】

試験設備が必要な試験項目																
使用号機	6.5.2 精度試験	6.5.3 ドリフト試験	6.6.2 高濃度 暴露試験	6.6.3 呼気結露 影響試験	6.6.4 温度の影響	6.6.5 干渉物質試験	6.6.6.1 最小体積の試験	6.6.6.2 呼気中の体積 及び時間の影響	6.6.7 電源継続 時間試験	6.7.2 自由落下	6.7.3.1 低温	6.7.3.2 高温	6.7.3.3 温湿度サイクル	6.8.1 静電放電	6.8.2 放射電界への 免疫ティ	1台あたり の項目数
1号機	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2項目
2号機	○	/	○	/	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	/	3項目
3号機	○	/	/	○	/	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	3項目
4号機	○	/	/	/	○	○	/	/	/	○	/	/	/	/	/	4項目
5号機	○	/	/	/	/	/	○	○	/	○	/	/	○	/	/	5項目
6号機	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	○	/	3項目
7号機	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	○	3項目

規格WGについて

・5月18日～CERI様及び規格WG内にて議論(続き)

→ ・6.8.1, 6.8.2が既に試験済み品はどうなる？

・オートオフモードがない機器も考えられる。

本結論として、下記の対応を行いました。

1. 6.1項:抜取条件の修正

呼気アルコール検知器の型式認定試験を実施する際、試験機関は、工場監査の時に抜き取った試料を用いて行う。台数は基本7台以上とする(試験の重複を回避するために、機器単独で試験ができるよう、台数を増やす場合がある)。基本的に試料の抜取台数の内訳は、通常モードより最低5台以上、試験モードより最低2台以上とする。製造事業者は、抜取試料として、通常モード最低10台以上、試験モード最低5台以上の合計最低15台準備すること。ただし、6.8電氣的妨害に関し、外部機関以外の第三者機関における試験結果のエビデンスを提示する場合(初回監査に限り有効)、試料の抜取台数は通常モード7台以上とし、製造事業者は、抜取試料として、通常モード最低15台以上準備すること。

2. 6.8.1項:電源を切った状態で行うことに変更

3. 6.8.2項:エタノール特性確認を行わないことを追記

4. 6.8.2項:連続動画撮影による確認を追記

規格WGについて

・6月14日 CERI様より6.8.1, 6.8.2の部分の外部機関からの見積入手

概算御見積書

No. SE240524-34391

2024年5月24日

一般財団法人 化学物質評価研究機構 御中

〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-4-4
一般財団法人日本品質保証機構
安全電磁センター 営業課
山本雅人

TEL: 042-679-0246

平素より大変お世話になっております。
下記の通り概算の御見積りをご案内申し上げます。

試験品名 : 検知器
モデル名 : 国内無線以外計測器
概算御見積金額(税別) : ¥600,000-
予定納期 : 別途ご相談
試験場所または窓口 : 安全電磁センター(東京都八王子市)
お支払条件 : 請求書受領後1カ月以内に指定口座に銀行振込



明細	数量	概算金額(税別)
お見積内容: 立会試験 / EMC 成果物: 試験報告書(1通) 【見積備考】 試験内容: -弊社で実施分 電波暗室1日 静電気試験、放射免疫試験 -別試験所で委託放射免疫試験(データ発行料込) ※本EMC試験は、アルコール検知器協議会(J-BAC)規格に基づく試験となります。 試験数量: 1台 特記事項: ・試験品の数量により、試験日数及び金額が変更となる場合があります。	1式	¥600,000-
合計概算見積金額(税別)		¥600,000-

試験計画書

依頼者: 一般財団法人 化学物質評価研究機構 殿
担当部署名: 化学標準部 技術第一課 秋間 大様
装置名: アルコール検知器
型名: -
試験規格: 顧客要求による
試験電源電圧: 内部バッテリー電源 定格電源電圧: 内部バッテリー電源
試験台数: 1台1モード

見積No.
沖エンジニアリング株式会社
EMCセンタ
作成日 2024/6/11
作成者 浅川
確認者 小嶋

No	測定規格	測定場所	測定項目	ポート	内容	備考	判定基準	試験費用		
								試験時間	単価	合価
1	IEC 61000-4-2:2008	シールド	静電放電	筐体	接触±(2.4,6)kV, 気中±(2.4,8)kV 各10回 (Hor/Ver)		B	2.00	22,000	44,000
2	IEC 61000-4-3:2006 +A1:2007+A2:2010	大型/小型	放射免疫試験	筐体	26-80MHz, 10V/m, 80%AM 1kHz, 6面 (Hor/Ver) 80-1000MHz, 10V/m, 80%AM 1kHz, 6面 (Hor/Ver) 1-6GHz, 10V/m, 80%AM 1kHz, 6面 (Hor/Ver)		A	6.00	35,000	210,000
3	管理費								20,000	20,000
4	レポート(和文簡易)						(終期)		40,000	40,000
							依頼試験計	8.00		314,000

※上記試験では、試験中の動作確認は行いますが、アルコール検知機能の確認をご依頼いただく場合は追加で費用が発生します。
追加の費用については、詳細お打ち合わせ後ご提示いたします。

JQA様: ¥600,000-

沖エンジニアリング様: ¥314,000-

<備考>

- 本お見積もりの有効期間は発行日から1ヶ月です。
- 本お見積もりに消費税は含まれておりません。また、請求金額の税込手数料は貴社にてご負担願います。
- 本お見積もりの見積書の発行時点で二重印刷した資料(情報)に基づいて決定した見積です。
- 本お見積もりの算定時以降に二重印刷した追加資料(情報)によって必要となった追加評価(部品・材料の使用や承認部品等)に対する追加評価を含む)や、試験用サンプルの形状不具合や試験により判明した基準不適合に対する改善による再評価等に要する費用と費用は、本お見積もりに含まれません。また、1か月以上の長期間隔にわたる基準不適合に対する改善対応などでの評価が中断される場合に請求させていただきます。本見積には含まれておりません。このほか、貴社側の上の保証等による保証が必要になった場合、あるいは契約後の規格・標準等の変更や仕様・変更が生じた場合など、本お見積もりの有効期間内でお申込み受付後であっても、見積金額や予定納期に変更が発生いたします。見積書の再発行をご希望の場合はご連絡ください。
- 試験品および試験用器具の運搬がある場合、運搬料、通関費用、海外試験所への試験品等の送付代行をご希望される場合は別途手数料等は、別途の追加見積りに含まれます。
- お持ちしたサンプルにて使用等を伴った試験を実施する場合があります。
- 当機構へ業務のお申込みをいただく際は、本見積書および最新の「JQA認証・試験・国際認証等のお申込み」に関する「承認事項」
(<https://www.jqa.jp/service/ist/safety/section/apolation/ke/1/agreementtp>)に記載の内容をご承認の上、当機構所定の申込書をご提出ください。
当機構にて申込書を受領後、担当部署より受付番号のお知らせ(伝送付)させていただきます。

— 以上 —

規格WGについて

- ・6月13日 新規格JB20001-2024の規格書のドラフトをJ-BACのHPの「会員専用ページ」「会員へのお知らせ」にアップ
→ 会員企業様からのパブリックコメント募集 ~6/30まで
- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)

1. 6.6.5 呼気アルコール検知器の干渉物質試験

試験方法の詳細を記載して欲しい。エタノールと妨害物質を混合させるのかどうか規格を見ても分からなかったため 明記していただいた方がよいのではと考え意見を提出させていただきました。

【規格WG回答】

記載方法は同等規格のEN、OIML R126と併せている。「試験測定は6.6.1 に従い実施する。」の記載通り、本試験は6.6.1に従い、

- ・ 各試験における指定の濃度で5回の測定を1サイクルと試験する。
- ・ 合否判定基準: 得られた各値は、MPE に適合しなければならない。

→ エタノール0.15mg/Lと妨害物質の1物質(の濃度)を混合したガスにて5回測定を行い、MPE(0.12-0.18mg/L)を満たすことが条件。1サイクル5回を5物質の混合ガスにて試験する。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

2. センサー部品自体のスペック不足

6.7.3.2 高温保存試験について、センサー部品自体の保存温度スペック(仕様)について、国内2社、海外1社の部品を調べたところ、50°Cや60°Cと記載されており、それを搭載した製品は保存温度の保証ができないと考えます。仮に高温の保存温度試験の上限温度が70°Cを満たす部品があったとしても、その特定の部品しか採用できないことになってしまい、国内部品メーカーの競争力低下につながってしまいます。保存温度の高温を50°C以下にすることで公平性が保たれると考えます。

【規格WG回答】

高温試験につきましては、EN15964やOIML R126でも行われている耐久性試験であり、夏場の車内放置などを想定された時間、温度だと推測される。

また、センサーのスペックが60°C上限であれば6.7.3.3も問題なく、6.7.3.2の高温試験はマックス72°Cであるが、6h(一時的)にその温度にさらされ、72°Cでの動作は求められていないので、センサーメーカーとその点を協議すれば問題はないと考える。

JB20はこのレベルの部品を要求していることになるため、それだけ重要な試験項目であります。この条件に対応できる部品選定も規格を通すための重要な課題となる。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

3. 6.6.6.2 呼気中の体積および時間の影響の内容について

5.5 呼気採取方法の項目には、最小体積 0.7L以上、呼気連続導入時間3秒以上とあります。

ところが、6.6.6.2の試験条件には、1.2L, 5秒とあり、6秒以上呼気を採取する検知器で5.5項目をクリアしていても、試験では必ず不合格になってしまいます。試験条件の見直し(例えば10秒)を希望します。

【規格WG回答】

機器の検知としては、0.7L, 3秒以上(14L/minで3秒)であり、6.6.6.2の内容は、5秒以内で検知しても構わないことになる。

一方で、機器が呼気を採取したのが5秒以内として、その後5秒迄連続で吹き込まれても、指示に影響しないかを見ることになる。低流量は各社設定、14.4L/min 5秒、19.2L/min 5秒の試験を行う。

上記提案に関しては、外部機関様の試験時間が長くなるので、見積額が値上がりする方向に変わる可能性があるため、この条件になっている。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

4. 落下試験について

落下面がコンクリートおよび落下高さ1mの理由と落下後に検知さえできれば試験上問題なしという規格になった論理的な理由の説明を希望します。例えば、

- ・落下高さについて、1mの理由は？30cmや50cmではないのか？
 - ・落下面がコンクリートである理由は？なぜ木の板ではないのか？
 - ・落下後の判断基準について、筐体が破壊していても検知が完了すれば良いということになった理由は？
 - ・筐体が破壊されていた場合、破壊の程度により、すぐに発火・発煙に至ることはないかもしれないが、その状態のまま時間経過後も、安全に使用できるという担保もない判断基準で問題ないのか？
- など、ユーザーのどのような使用シーンを考慮した試験内容であって、さらにどのような理由で、その試験結果の判断基準を決めたのか詳細な説明を希望します。

【規格WG回答】

JIS C 60068-2-31より、機器の重さが1kg以内であるとき、750, 1000, 1500mmより自由落下させることになっている。想定として、人が持って落としたことを考え、3つ選択の高さの中間。EN15964、OIML R126でも採用の高さ。試験面も同様。落下後については、測定中に落下させて、その結果が異なるのは問題であるため、その試験を実施。それ以降についての保証は、どこも謳っていない。速やかに修理や検査をメーカーに依頼することで対応としては良い。決して落下させた後も使えるということは、規格試験としては明記してない。EN15964やOIML R126の同規格は警察の飲酒検問に使用する機器を想定した規格と想定されますので、警察官が作業中に落とすことを想定されている。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

5. 5.6.3 表示・目量の「試験モード」について

試験モードは、販売される端末で、切り替えるモードのようなものが必須(同じファームウェア)という理解でよいでしょうか？それとも試験モードが搭載された端末(市販される端末)別途用意するのでしょうか。

【規格WG回答】

試験モードは、ご記載通り、販売するものに切り替え的に、移行できるものでも良く、また一方で販売するものには入れないが、追加することでも良い。企業様の対応状況にお任せする。

6. 6.1 一般条件の準備する台数について

通常モードと試験モードと準備の個数が書いてありますが、上記の5.6.3に関連して、試験モードという形で用意すれば、よいのでしょうか。

【規格WG回答】

通常モードは通常の製品、また、試験モード対応品は通常モードと大きく異なる試験モードではNGとなる。評価するために、既定の数量の両方のモードを準備いただくことになる。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

7. 6.6.5 呼気アルコール検知器の干渉物質試験について

測定はエタノール濃度に妨害物質をどのように混入して試験するのかを知りたい。また、半導体式ではおそらく特性からすると、試験に外れる可能性が高いと思われるが、この干渉物質試験を入れた理由を知りたい。

【規格WG回答】

呼気から発生することが分かっているガスのため、それを満たさない原理、方式の機器を合格させることはできない。EN15964、OIML R126でも実施されている内容。JB20はそのレベルの規格と理解頂く。

8. 認定の取得期間

ドリフト試験などを実施すると、結局どのステップでどのくらいの日数での取得の目安を知りたい。

【規格WG回答】

JB20では最短でも5か月程度かかると想定している。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

9. 旧規格との関係性

旧規格についての運用は廃止になるのか。基本的にはこの規格での申請しかできなくなるのか。

【規格WG回答】

旧規格とはJB10の事と推察するが、決してJB10が旧規格になることも、なくなることもない。JB10、JB20とも運用は続けられる。JB10と比較し、JB20が上位規格となる。ただし、協議会として、JB10とJB20の下位、上位の区別を対外的に行うことはなく並列した規格として取り扱う。されど、認定を受けた企業様がJB20の上位性をアピールすることはとがめない。

10. OEM 機器の申請について

今年度OEM を再登録する予定ではあるが、OEM 先が旧規格で通しており、有効期限内の場合の対応はどうなるのか知りたい。

【規格WG回答】

OEM機器はすべて元機器の状況に従うので、元機器の変更に伴い同様の処置をとる必要がある。元機器がJB20での認定を取らない限り、OEM機器独自でJB20での認定を取ることは出来ない。ちなみにこの質問のOEMの再登録に関して、OEMで認定を取られている機器は維持審査や、更新審査を申請する必要はない。元機器が維持審査、更新審査の申請が通ったら、自動的にOEM機器の認定も維持、更新される。逆に、元機器が維持審査、更新審査で不合格となり、認定取り消しになると、同時にOEM機器も認定を取り消される。元機器の仕様変更に関しても同様となり、元機器が仕様変更された場合、同時期にOEM機器にも同様の仕様変更の申請が必要。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

11. 2.10 同一機種申請の手続きについて

<同一機種として認められない条件>に次を追加

- ・検知器の形状・サイズが異なる

【規格WG回答】

JB00004-2014に変更時に、同一機種申請の手続きに追記する。

12. 6.8.2 放射電界へのイミュニティ

試験終始動画撮影という条件ですが難しい。しかし国際規格等試験認定機関を信用するというのがグローバル的に常識なので、既にエビデンスを取得しているが、その提出のみでは難しいという認識で間違いは無いでしょうか。

【規格WG回答】

この件に関してはCERI様を通して外部機関で行う試験に「映像」を必要としているため、エビデンスを提出して本件を免除される条件としてCERI様を通して外部機関で行う試験と同等でないとならないかどうかの確認が必要。免除される場合のエビデンスの条件の追記が必要となる可能性がある。

規格WGについて

- ・7月1日 三浦委員長に集まったパブリックコメントを規格WGメンバーに展開。(合計:4社13項目)(続き)

13. 不合格時の追試の対応方法が明確に書かれていない。

【規格WG回答】

JB00004-2014に変更時に、“2.9 実機試験不合格時の対応について”を追記する。

内容については、2024/7/22に幹事、及び規格WGメンバーにて第二回規格WGを開催して議論した。

○JB1000X-20XXの場合

- 1) 試験については、全てやり直す。
- 2) 連絡が2ヶ月ない場合は、中断通知とともに一旦審査等を取り下げ処理し、再開する際には技術委員長まで再開の申請を行う。但し、試験に関わる変更を行った場合は、仕様変更届を提出すること。

○JB2000X-20XXの場合

- 1) 試験については不合格項目のみ、やり直す。但し、精度試験として一度に7台全数が合格することを必須。
- 2) 連絡が2ヶ月ない場合は、中断通知とともに一旦審査等を取り下げ処理し、再開する際には技術委員長まで再開の申請を行う。
- 3) 各試験項目の内、不合格が発生した場合の処置に関しては次のとおりとする。
⇒外部機関より不合格になった項目で一旦中断するか、続行するか申請企業に通達
 - (a) 申請者が中止を希望した場合、その時点で試験を終了し、費用清算と共に、申請はクローズされる。
 - (b) 申請者が継続を希望した場合、1)に準じて最後まで試験を実施する。

ただし、費用は追加試験分を負担。またこの場合、一定期間(3ヶ月)以内に外部機関に申し出て、外部機関が申請企業に訪問し、外部機関が7台の試料を抜取って再試験を行う。但し、試験に関わる変更を行った場合は、仕様変更届を提出すること。

規格WGについて

今後について

- JB20001
 - 2024年8月中より運用開始へ
 - 規格WG残務 –
 - パブコメ対応
 - JB00004-2024及びJB20001-2024の提示
→ 終了後解散へ

以下は、別WG等にて対応

- JB10001
 - NDIR仕様に対する規格対応、都度の規格修正検討等
- JIS・ISO化
 - 他機関の調査検討

規格WGについて

○JB20001

- **2024年8月分より申請受け開始**

- JB00004-2024の改版内容

 - 2.9 指摘および不合格時の対応について**

 - 書面審査

JB1000X-20XX、JB2000X-20XX共通

- 1) 外部機関の指摘に対して改善の余地がないと外部機関が判断した場合は不合格とする。再開する際には技術委員長まで再審査の申請を行う。
- 2) 外部機関の指摘の通知に対して返信が2ヶ月ない場合は、中断通知とともに一旦審査等を取り下げ処理し、不合格とする。
- 3) 維持監査、更新監査にて不合格となった場合は再開の意思表示があればその旨を技術委員長まで連絡、猶予期間(不合格報告書の日付からおおむね2ヶ月)のうちに合格することで不合格を免除する。ただし、再審査にかかる費用は負担すること。

規格WGについて

○JB20001

・ JB00004-2024の改版内容

2.9 指摘および不合格時の対応について

現地審査

JB1000X-20XX、JB2000X-20XX共通

- 1) 外部機関の指摘に対して改善の余地がないと外部機関が判断した場合は不合格とする。再開する際には技術委員長まで再審査の申請を行う。
- 2) 外部機関の指摘の通知に対して返信が2ヶ月ない場合は、中断通知とともに一旦審査等を取り下げ処理し、不合格とする。
- 3) 維持監査、更新監査にて不合格となった場合は再開の意思表示があればその旨を技術委員長まで連絡、猶予期間(不合格報告書の日付からおおむね2ヶ月)のうちに合格することで不合格を免除する。ただし、再審査にかかる費用は負担すること。

規格WGについて

○JB20001

・ JB00004-2024の改版内容

2.9 指摘および不合格時の対応について

実機試験

JB1000X-20XXの場合

- 1) 不合格時の再試験については、全てやり直す。(申請企業再試験希望時)
- 2) 不合格後、再試験についての返信が2ヶ月ない場合は、中断通知とともに一旦審査等を取り下げ処理し、審査不合格とする。再開する際には技術委員長まで再申請を行う。

規格WGについて

○JB20001

・ JB00004-2024の改版内容

2.9 指摘および不合格時の対応について

実機試験

JB2000X-20XXの場合

- 1) 不合格時の再試験については不合格項目のみ、やり直す。(申請企業希望時)
但し、再試験時に精度試験として一度に7台全数が合格することを必須とする。
- 2) 不合格後、再試験についての返信が2ヶ月ない場合は、中断通知とともに一旦審査等を取り下げ処理し、審査不合格とする。再開する際には技術委員長まで再申請を行う。
- 3) 各試験項目の内、不合格が発生した場合の処置に関しては次のとおりとする。
⇒外部機関より不合格になった項目でいったん中断するか、続行するか申請企業に通達
 - (a) 申請者が中止を希望する場合、その時点で試験を終了し、費用清算と共に、申請はクローズされる。
 - (b) 申請者が継続を希望する場合、1)に準じて最後まで試験を実施する。
ただし、費用は追加試験分を負担。
またこの場合、一定期間(3ヶ月)以内に外部機関と日程調整し、外部機関が申請企業に訪問し、外部機関が7台の試料を抜取って再試験を行う。

規格WGについて

○JB20001

・ JB00004-2024の改版内容

2.9 指摘および不合格時の対応について

- 4) 更新監査にて審査不合格となった場合は再開の意思表示があればその旨を技術委員長まで連絡、猶予期間(不合格報告書の日付からおおむね3ヶ月)のうちに合格することで不合格を免除する。ただし、再審査にかかる費用は負担すること。

※維持監査、更新監査にて猶予期間が経過し最終的に審査不合格となった場合の処置

- ・認定合格証の返還(企業対応)
 - ・アルコール検知器協議会ホームページの認定機器一覧からの削除(J-Bac対応)
 - ・該当機器に関わる全ての媒体から認証番号およびマークの削除(企業対応)
 - ・認証番号およびマークの付いた該当機器の製造禁止(不合格報告書の日付より:企業対応)
 - ・企業、販売店などの在庫品の扱いは協議会幹事会と協議の上、対応を決定
- 尚、本事項が速やかに遂行されない場合はアルコール検知器協議会会則に従う処置を受ける。

アルコールガスのトレーサビリティ調査

○ ドライボンベガスとシミュレーター(ウェットガス)の相関関係調査

参加メンバー

光明理化学: 畑様

タニタ: 金成様

東海電子: 杉本様、高木様

NISSHAエフアイエス: 常深様、柳谷様

フィガロ技研: 河口様

根本特殊化学: 三浦

ヤナコ計測: 上西様(リーダー → 本年度から暫定で三浦へ変更)

旭化成エレクトロニクス: 吉田様、清山様

【課題事項】

- ・ウェットガスとドライガスの相関の確認方法の検討
- ・試験実施に向け試験を行っていただける企業の募集
- ・試験対応の為ドライガスの提供方法の検討

本年度は、改めて本試験にご参加していただける企業様を募りますので、その際は是非ともご協力願います。

アルコールガスのトレーサビリティ調査

○ ドライボンベガスとシミュレーター(ウェットガス)の相関関係調査

参加メンバー

光明理化学: 畑様

タニタ: 金成様

東海電子: 杉本様、高木様

NISSHAエフアイエス: 常深様、柳谷様

フィガロ技研: 河口様

根本特殊化学: 三浦

ヤナコ計測: 上西様(リーダー → 本年度から暫定で三浦へ変更)

旭化成エレクトロニクス: 吉田様、清山様

【課題事項】

- ・ウェットガスとドライガスの相関の確認方法の検討
- ・試験実施に向け試験を行っていただける企業の募集
- ・試験対応の為ドライガスの提供方法の検討

本年度は、改めて本試験にご参加していただける企業様を募りますので、その際は是非ともご協力願います。

その他

- 問い合わせ事項の対応は随時実施中
業務委員会 Web/IT班と連携
申請に関する対応(ワークフロー作成)を検討中
本日ご報告の「申請時の注意事項について」の掲載
- 認定品の調査検討
業務委員会 調査班と連携
認定品が正しく販売されているか調査対象を検討
今年度以降の更新審査に対する対応を検討
- 質疑応答

今後の取り組みについて

1. 外部検定の運用の監視
2. JB10003 JB20001の運営対応
3. アルコールガスのトレーサビリティ調査の推進
4. 業務委員会様と連携
5. 今年度以降の活動計画の対応
6. その他HP等からの技術的相談対応

まとめ

幹事会からの報告もありました通り、現在市場での問題が多く発生しております。

認定機器に関しては市場での不具合がないように、また、エンドユーザーが混乱なく、安心して使用できる製品（および取扱説明書）の対応をお願いいたします。

更新審査及びJB20の運用が今年度から始まります。今後ともご協力の程宜しくお願いいたします。